

新潟市食育推進会議の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市食育推進会議の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住または通勤、通学する満18歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 本市職員、本市議会議員でない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、職業、応募動機を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため、「新潟市食育推進会議公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 保健所健康増進課長
- (2) 保育課長
- (3) 食と花の推進課長
- (4) 教育委員会保健給食課長

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるほか、委員の公募に関する事項については、必要に応じて別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月22日から施行する。